

平成27年1月15日(木)
午後4時30分～ 奈良県庁第一応接室

第8回奈良県税制調査会資料

- 1 平成27年度税制改正大綱について
- 2 平成27年度での検討課題について
 - (1) 地方税改革に関する要望（清算基準の見直し）
 - (2) 地方創生のための税制の検討
 - ・ 地方創生税制の検討
 - ・ リニア中央新幹線促進税制
 - ・ 地域産業のための研究開発税制
 - (3) 自動車税身体障害者減免にかかる上限設定
 - (4) 既存制度の見直し
 - ・ 森林環境税の見直し
 - ・ 法人県民税法人税割の適用期間の延長
- 3 その他
 - ・ 論文集「望ましい地方税のありかた」発刊について
 - ・ TV放送による県の取組紹介（地方消費税啓発）
- 4 今後のスケジュール



奈良県総務部税務課

平成27年度の与党税制改正大綱(12月30日決定)のうち、主なものは以下のとおり。

地方消費税の清算基準の見直し

以下のとおり、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用されることとなった。

消費に相当する額を構成する「人口」の配分が拡大(1/8 → 1.2/8)

【現行】

小売年間販売額	6/8
サービス業対個人事業収入額 (サービス業基本調査)	
人口	1/8
従業者数	1/8



【見直し案】

小売年間販売額	6/8
サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)	
人口	1.2/8
従業者数	0.8/8

【平成27年度税制改正大綱 抜粋】

第二 平成27年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

8 その他

(地方税)

(2) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

① 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分(「サービス関連産業B」(「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。))及び「医療、福祉」(「社会保険事業団体」を除く。))に基づき定める額に変更する。

② 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1:1から3:2に変更する。

(注)上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

1 平成27年度税制改正大綱

影響額

見直し案での試算による影響額等は、以下のとおり。

- 本県の清算のシェアは0.88823%(現行:0.85586%)で、0.03237%(伸び率3.8%)増加。
- 清算シェアの伸び率は全国で6番目に高い。
- 増収見込額は、約14億円(消費税8%(地方消費税1.7%)段階)。
- 一人当たり税収格差は、縮小(1.79倍→1.66倍)したものの、一人当たりの税収は、本県が最下位。
 - ・現行(平成25年度):最大/最小 東京都/沖縄県 1.79倍
 - ・見直し案 :最大/最小 東京都/奈良県 1.66倍

地方消費税の清算基準の見直し(案)にかかる影響額試算

都道府県	消費に相当する額 (総務省案) (百万円)	消費に相当するシェア			割合 a/b	順位	影響額※ (消費税5%ベース) (百万円)	影響額※ (消費税8%ベース) (百万円)	影響額※ (消費税10%ベース) (百万円)
		総務省案 a	現行 b	a-b					
1 北海道	13,035,595	4.41072%	4.44720%	-0.03648%	99.2%	36	▲ 919	▲ 1,563	▲ 2,022
2 青森	2,955,205	0.99992%	1.04848%	-0.04856%	95.4%	46	▲ 1,224	▲ 2,080	▲ 2,692
3 岩手	2,821,002	0.95451%	0.97587%	-0.02135%	97.8%	42	▲ 538	▲ 915	▲ 1,184
4 宮城	5,278,307	1.78597%	1.82918%	-0.04321%	97.6%	44	▲ 1,089	▲ 1,851	▲ 2,395
5 秋田	2,434,085	0.82360%	0.81224%	0.01136%	101.4%	18	286	487	630
6 山形	2,495,315	0.84431%	0.85132%	-0.00700%	99.2%	37	▲ 176	▲ 300	▲ 388
7 福島	4,364,730	1.47685%	1.48708%	-0.01023%	99.3%	34	▲ 258	▲ 438	▲ 567
8 茨城	6,077,423	2.05636%	2.17461%	-0.11825%	94.6%	47	▲ 2,980	▲ 5,065	▲ 6,555
9 栃木	4,616,262	1.56196%	1.57183%	-0.00987%	99.4%	33	▲ 249	▲ 423	▲ 547
10 群馬	4,537,501	1.53531%	1.52734%	0.00796%	100.5%	23	201	341	441
11 埼玉	13,742,701	4.64998%	4.67576%	-0.02578%	99.4%	31	▲ 650	▲ 1,104	▲ 1,429
12 千葉	12,604,742	4.26494%	4.29001%	-0.02507%	99.4%	32	▲ 632	▲ 1,074	▲ 1,390
13 東京	41,115,665	13.91190%	13.90486%	0.00704%	100.1%	25	177	301	390
14 神奈川	19,008,024	6.43156%	6.44695%	-0.01539%	99.8%	27	▲ 388	▲ 659	▲ 853
15 新潟	5,206,284	1.76160%	1.82817%	-0.06657%	96.4%	45	▲ 1,677	▲ 2,851	▲ 3,690
16 富山	2,510,060	0.84930%	0.82203%	0.02728%	103.3%	9	687	1,168	1,512
17 石川	2,809,038	0.95047%	0.92364%	0.02683%	102.9%	11	676	1,149	1,487
18 福井	1,877,823	0.63538%	0.62801%	0.00737%	101.2%	20	186	316	409
19 山梨	1,981,919	0.67060%	0.67185%	-0.00125%	99.8%	26	▲ 31	▲ 53	▲ 69
20 長野	5,056,318	1.71086%	1.73846%	-0.02760%	98.4%	41	▲ 696	▲ 1,182	▲ 1,530
21 岐阜	4,538,517	1.53565%	1.54387%	-0.00822%	99.5%	30	▲ 207	▲ 352	▲ 456
22 静岡	8,950,741	3.02857%	3.06050%	-0.03193%	99.0%	39	▲ 805	▲ 1,368	▲ 1,770
23 愛知	18,040,952	6.10434%	6.16772%	-0.06338%	99.0%	38	▲ 1,597	▲ 2,715	▲ 3,513
24 三重	3,995,677	1.35198%	1.38226%	-0.03028%	97.8%	43	▲ 763	▲ 1,297	▲ 1,679
25 滋賀	2,845,774	0.96290%	0.92844%	0.03446%	103.7%	7	868	1,476	1,910
26 京都	6,193,721	2.09571%	2.11229%	-0.01658%	99.2%	35	▲ 418	▲ 710	▲ 919
27 大阪	21,679,594	7.33551%	7.35545%	-0.01994%	99.7%	28	▲ 503	▲ 854	▲ 1,106
28 兵庫	11,692,713	3.99895%	4.00468%	-0.00573%	99.9%	40	▲ 1,225	▲ 2,093	▲ 2,696
29 奈良	2,625,114	0.88823%	0.85586%	0.03237%	103.8%	6	816	1,387	1,794
30 和歌山	2,054,009	0.68439%	0.67648%	0.00791%	100.6%	12	491	836	1,081
31 鳥取	1,327,828	0.44928%	0.44705%	0.00223%	100.5%	24	56	96	124
32 島根	1,548,293	0.52388%	0.51742%	0.00646%	101.2%	19	163	277	358
33 岡山	4,328,607	1.46463%	1.41997%	0.04466%	103.1%	10	1,125	1,913	2,476
34 広島	6,649,280	2.24985%	2.21082%	0.03903%	101.8%	16	983	1,672	2,164
35 山口	3,109,116	1.05200%	1.01740%	0.03460%	103.4%	8	872	1,482	1,918
36 徳島	1,690,520	0.57200%	0.55778%	0.01423%	102.6%	14	358	609	789
37 香川	2,387,424	0.80781%	0.79270%	0.01511%	101.9%	15	381	647	837
38 愛媛	3,121,679	1.05625%	1.00328%	0.05297%	105.3%	3	1,335	2,269	2,936
39 高知	1,685,102	0.57017%	0.56056%	0.00961%	101.7%	17	242	412	533
40 福岡	11,743,979	3.97369%	3.93749%	0.03620%	100.9%	22	850	1,445	1,870
41 佐賀	1,875,325	0.63454%	0.60981%	0.02472%	104.1%	5	623	1,059	1,370
42 長崎	3,106,193	1.05101%	1.02396%	0.02705%	102.6%	13	682	1,159	1,499
43 熊本	4,075,894	1.37912%	1.36330%	0.01582%	101.2%	21	398	677	877
44 大分	2,698,085	0.91292%	0.91738%	-0.00445%	99.5%	29	▲ 112	▲ 191	▲ 247
45 宮崎	2,566,768	0.86849%	0.83355%	0.03494%	104.2%	4	880	1,496	1,937
46 鹿児島	3,747,257	1.26792%	1.19124%	0.07669%	106.4%	2	1,932	3,285	4,251
47 沖縄	2,737,011	0.92610%	0.85207%	0.07403%	108.7%	1	1,865	3,171	4,104
合計	295,543,169	100.00000%	100.00000%						

※平成25年度の都道府県清算の基礎となる国からの払込金額(全国)2,519,644百万円で計算。

出典:総務省資料から奈良県が作成

清算基準の見直しについて

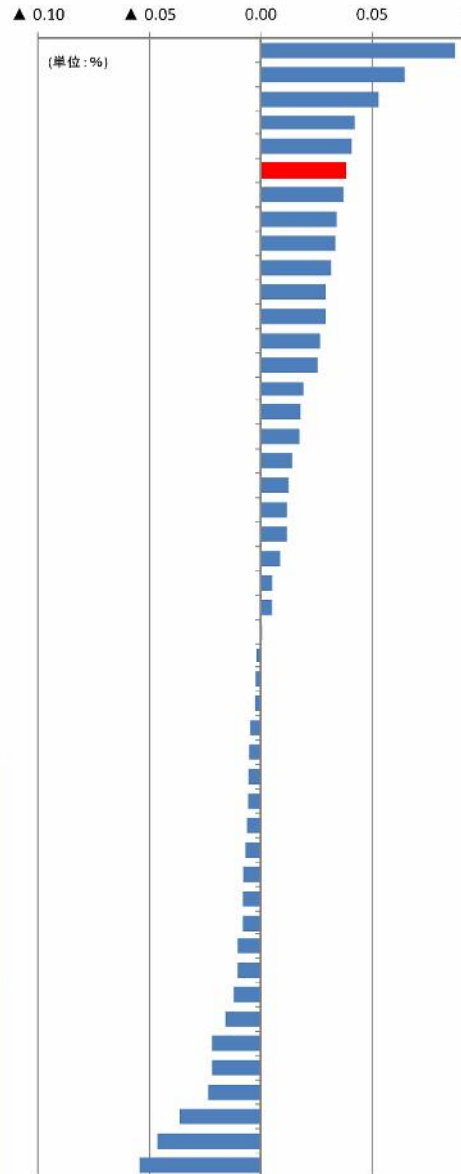
現行

小売年間販売額 「商業統計調査」	
サービス業対個人事業 収入額 「サービス業基本調査」	6 — 8
人口により按分した額	1 — 8
従業者数により按分した 額	1 — 8

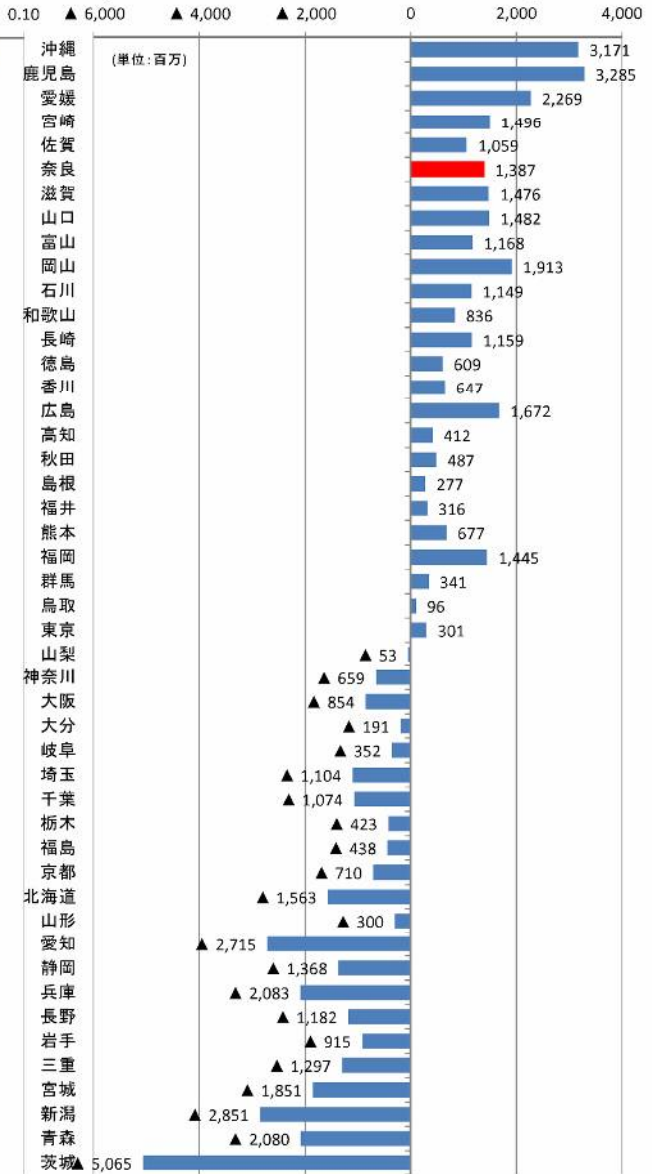
見直し案

小売年間販売額 「商業統計調査」 ・通信・カタログ販売、イ ンターネット販売の除外 を検討	
サービス業対個人事業 収入額 「サービス業基本調査」 から「経済センサス活動 調査」に変更 ①非課税取引を行う業 種の一部を除外 (土地売買業、土地賃貸 業、貸借業・貸間業、社 会保険・社会福祉・介護 事業の中の社会保険事 業団体) ②消費者の所在地で計 上さるべきであるが、 サービスの供給地で計 上されていると考えられ るものを除外 (情報通信業、旅行業、 競輪・競馬等)	6 — 8
人口により按分した額 全体の12.5%から全体 の15%に変更	1.2 — 8
従業者数により按分した 額 全体の12.5%から全体 の10%に変更	0.8 — 8

○総務省「地方消費税の清算基準の見直しについて」による各府県の増加割合



○総務省「地方消費税の清算基準の見直しについて」による各府県の影響額 (平成25年をベースに消費税8%で試算)



出典: 総務省資料から奈良県が作成

1 平成27年度税制改正大綱

現在の本県の奈良県の「消費に相当する額」全国シェアは、0.85586%で、その内訳は、

- ・小売年間販売額 0.9230%
- ・サービス業対個人事業収入額 0.6530%
- ・人口 1.0938%
- ・従業者数 0.7916%

今回の改正で、

- ・小売年間販売額 「変更なし」
- ・サービス業対個人事業収入額 「シェア↑」
- ・人口 「シェア↑」
- ・従業者数 「シェア↓」

となり、トータルシェアが0.88823%となる。

	現行	見直し案
	消費に相当する額 計 2,410,923 奈良県シェア 0.85586% (全国計 281,695,614)	消費に相当する額 計 2,625,114 奈良県シェア 0.88823% (全国計 295,543,169)
小売年間販売額	平成19年商業統計 1,255,800 (全国シェア0.9230%)	平成26年商業統計が公表されるまでは、平成19年商業統計を用い、平成24年経済センサス活動調査は使用しない。 また、通信・カタログ販売。インターネット販売の除外を検討。 (参考) 平成24年経済センサス活動調査数値 □小売販売額:1,000,597・・・① (全国シェア0.9056%) □うち「無店舗小売業」:62,041・・・② (全国シェア0.9324%) □控除後(①-②):938,556 (全国シェア0.9039%)
サービス業対個人事業収入額	平成16年サービス業基本調査 491,210 (全国シェア0.6530%)	平成24年経済センサス活動調査 650,437 (全国シェア0.7598%) 【除外項目】 ①非課税取引を行う業種の一部を除外。 ②サービスの供給地で計上されていると考えられるものを除外。
人口	人口により按分した額 385,158 (全国シェア1.0938%) 平成22年国勢調査	人口により按分した額 484,910 (全国シェア1.0938%) 平成22年国勢調査
従業者数	従業者数により按分した額 278,755 (全国シェア0.7916%) 平成21年経済センサス基礎調査	従業者数により按分した額 233,966 (全国シェア0.7916%) 平成21年経済センサス基礎調査

※ 数値はそれぞれ奈良県の値。単位:百万円。

1 平成27年度税制改正大綱

地方消費税の清算基準の見直し

今回の税制改正では、小売年間販売額について変更は行われませんが、平成26年度商業統計の反映時において、「通信・カタログ販売、インターネット販売」については、各県の売上総額から控除される予定。

都道府県	小売年間販売額									
	H19商業統計		H24経済センサス 活動調査						H26商業統計	
	小売年間販売額	全国シェア	全体	全国シェア	通信・カタログ販売 インターネット販売	全国シェア	を控除したもの	全国シェア	小売年間販売額	全国シェア
北海道	6,194,789	4.5534%	4,940,148	4.4711%	193,348	2.9057%	4,746,800	4.5714%		#DIV/0!
青森県	1,454,794	1.0693%	1,187,923	1.0751%	33,829	0.5084%	1,154,094	1.1115%		#DIV/0!
岩手県	1,344,607	0.9883%	1,136,090	1.0282%	47,500	0.7139%	1,088,590	1.0484%		#DIV/0!
宮城県	2,579,402	1.8960%	2,140,579	1.9374%	97,685	1.4681%	2,042,894	1.9674%		//0!
秋田県	1,158,976	0.8519%	985,842	0.8922%	22,972	0.3452%	962,870	0.9273%		//0!
山形県	1,233,893	0.9070%	1,044,956	0.9457%	36,640	0.5506%	1,008,316	0.9711%		//0!
福島県	2,063,796	1.5170%	1,650,182	1.4935%	39,569	0.5947%	1,610,613	1.5511%		//0!
茨城県	2,973,399	2.1856%	2,450,294	2.2177%	94,987	1.4275%	2,355,307	2.2683%		//0!
栃木県	2,152,399	1.5821%	1,781,766	1.6126%	56,339	0.8467%	1,725,427	1.6617%		//0!
群馬県	2,146,216	1.5776%	1,799,049	1.6282%	92,109	1.3843%	1,706,940	1.6439%		//0!
埼玉県	6,364,399	4.6781%	5,529,402	5.0044%	338,516	5.0874%	5,190,886	4.9991%		//0!
千葉県	5,787,677	4.2542%	4,778,886	4.3252%	249,210	3.7452%	4,529,676	4.3623%		//0!
東京都	17,547,749	12.8983%	14,443,552	13.0723%	1,381,064	20.7553%	13,062,488	12.5799%		//0!
神奈川県	8,593,706	6.3167%	6,969,920	6.3082%	297,289	4.4678%	6,672,631	6.4261%		//0!
新潟県	2,592,541	1.9056%	2,150,625	1.9464%	85,697	1.2879%	2,064,928	1.9866%		//0!
富山県	1,185,301	0.8712%	924,048	0.8363%	32,836	0.4935%	891,212	0.8583%		//0!
石川県	1,341,075	0.9857%	1,057,569	0.9572%	50,088	0.7527%	1,007,481	0.9703%		//0!
福井県	908,181	0.6675%	706,687	0.6396%	29,181	0.4385%	677,506	0.6525%		//0!
山梨県	885,287	0.6507%	732,420	0.6629%	22,526	0.3385%	709,894	0.6837%		//0!
長野県	2,402,101	1.7656%	1,835,830	1.6615%	81,439	1.2239%	1,754,391	1.6896%		//0!
岐阜県	2,117,541	1.5665%	1,723,270	1.5597%	59,942	0.9008%	1,663,328	1.6018%		//0!
静岡県	4,101,981	3.0151%	3,240,637	2.9330%	144,608	2.1732%	3,096,029	2.9817%		//0!
愛知県	8,395,543	6.1710%	6,732,890	6.0937%	309,040	4.6444%	6,423,850	6.1865%		//0!
三重県	1,948,757	1.4324%	1,586,893	1.4362%	67,252	1.0107%	1,519,641	1.4635%		//0!
滋賀県	1,362,654	1.0016%	1,179,849	1.0678%	49,490	0.7438%	1,130,359	1.0886%		//0!
京都府	3,043,889	2.2374%	2,395,244	2.1678%	290,492	4.3657%	2,104,752	2.0270%		//0!
大阪府	9,804,391	7.2066%	7,890,317	7.1412%	703,635	10.5746%	7,186,682	6.9212%		//0!
兵庫県	5,533,542	4.0674%	4,361,162	3.9471%	273,850	4.1155%	4,087,312	3.9363%		//0!
奈良県	1,255,800	0.9231%	1,000,597	0.9056%	62,041	0.9324%	938,556	0.9039%		//0!
和歌山県	938,714	0.6900%	788,729	0.7138%	22,004	0.3307%	766,725	0.7384%		//0!
鳥取県	643,116	0.4727%	519,762	0.4704%	20,346	0.3058%	499,416	0.4810%		//0!
島根県	729,089	0.5359%	624,677	0.5654%	21,320	0.3204%	603,357	0.5811%		//0!
岡山県	2,055,745	1.5111%	1,576,043	1.4264%	90,049	1.3533%	1,485,994	1.4311%		//0!
広島県	3,160,157	2.3228%	2,513,227	2.2746%	142,287	2.1384%	2,370,940	2.2834%		//0!
山口県	1,499,452	1.1022%	1,169,271	1.0583%	35,420	0.5323%	1,133,851	1.0920%		//0!
徳島県	741,416	0.5450%	558,915	0.5059%	20,637	0.3101%	538,278	0.5184%		//0!
香川県	1,143,693	0.8407%	892,942	0.8082%	110,623	1.6625%	782,319	0.7534%		//0!
愛媛県	1,389,350	1.0212%	1,151,162	1.0419%	49,216	0.7396%	1,101,946	1.0612%		//0!
高知県	757,094	0.5565%	617,573	0.5589%	24,499	0.3682%	593,074	0.5712%		//0!
福岡県	5,429,283	3.9907%	4,348,918	3.9360%	382,233	5.7444%	3,966,685	3.8202%		//0!
佐賀県	823,348	0.6052%	651,439	0.5896%	17,916	0.2693%	633,523	0.6101%		//0!
長崎県	1,399,069	1.0284%	1,162,554	1.0522%	190,766	2.8669%	971,788	0.9359%		//0!
熊本県	1,768,909	1.3002%	1,481,435	1.3408%	104,032	1.5634%	1,377,403	1.3265%		//0!
大分県	1,210,043	0.8894%	968,404	0.8765%	44,006	0.6613%	924,398	0.8902%		#DIV/0!
宮崎県	1,149,837	0.8452%	911,788	0.8252%	45,762	0.6877%	866,026	0.8340%		#DIV/0!
鹿児島県	1,617,573	1.1890%	1,309,037	1.1848%	63,976	0.9615%	1,245,061	1.1991%		#DIV/0!
沖縄県	1,116,978	0.8210%	887,361	0.8031%	25,770	0.3873%	861,591	0.8298%		#DIV/0!
合計	136,047,252	100.0000%	110,489,864	100.0000%	6,654,036	100.0000%	103,835,828	100.0000%	0	#DIV/0!

現在調査中

※ 通信・カタログ販売、インターネット販売は、平成24年経済センサス-活動調査 卸売業・小売業に関する集計 産業編(都道府県別)第2表「無店舗小売業」欄の数値。

1 平成27年度税制改正大綱

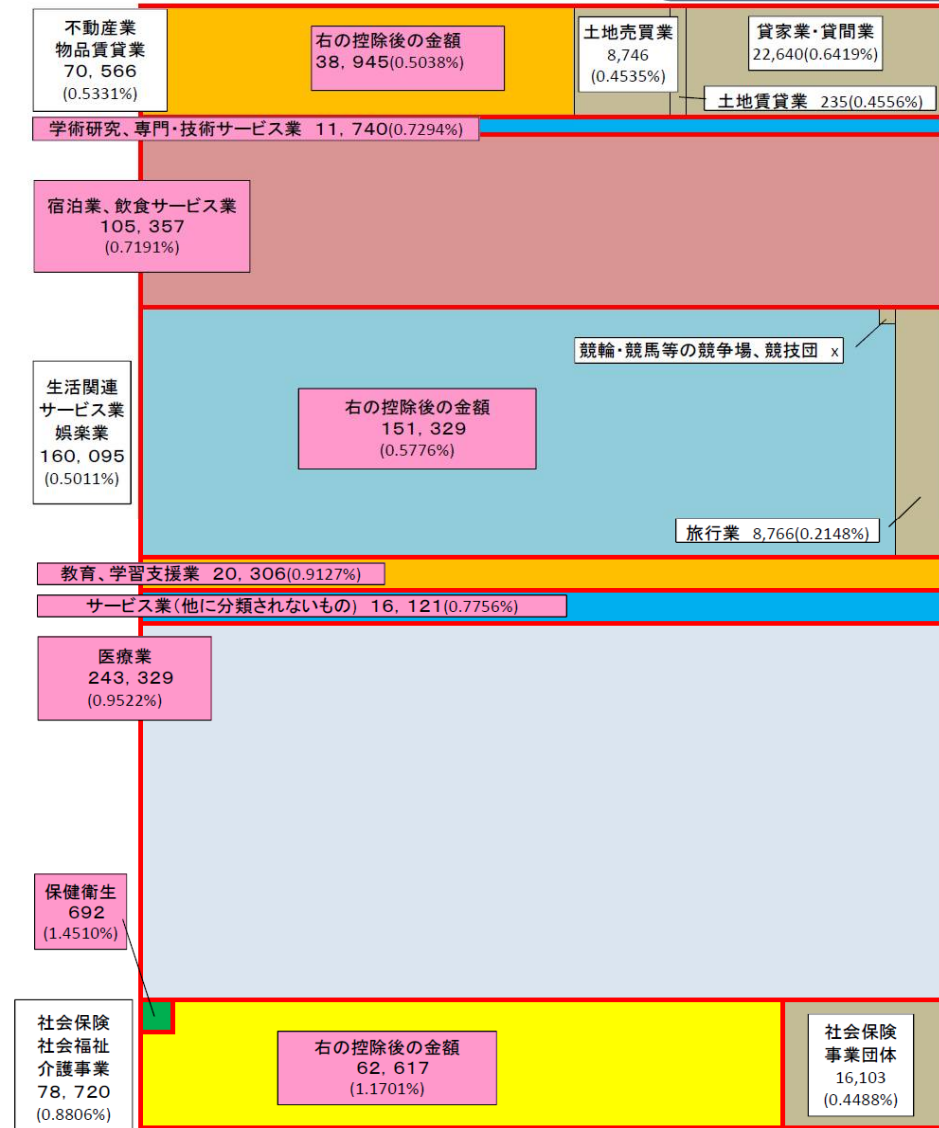
今回の税制改正では、「サービス業対個人事業収入額」は、「平成19年度商業統計」から「平成26年度経済センサス活動調査」に変更されるが、非課税取引を行う業種やサービスの供給地で計上されていると考えられるものは除外されることとなっている。

サービス業個人事業収入額の内訳(奈良県)

平成24年経済センサス活動調査
650,437 (全国シェア0.7598%)

【除外項目】

- ①非課税取引を行う業種の一部を除外。
- ②サービスの供給地で計上されていると考えられるものを除外。



※ 数値はそれぞれ奈良県の値。単位:百万円。

法人税改革

◎ 法人税率を平成27年度に1.6%引き下げ

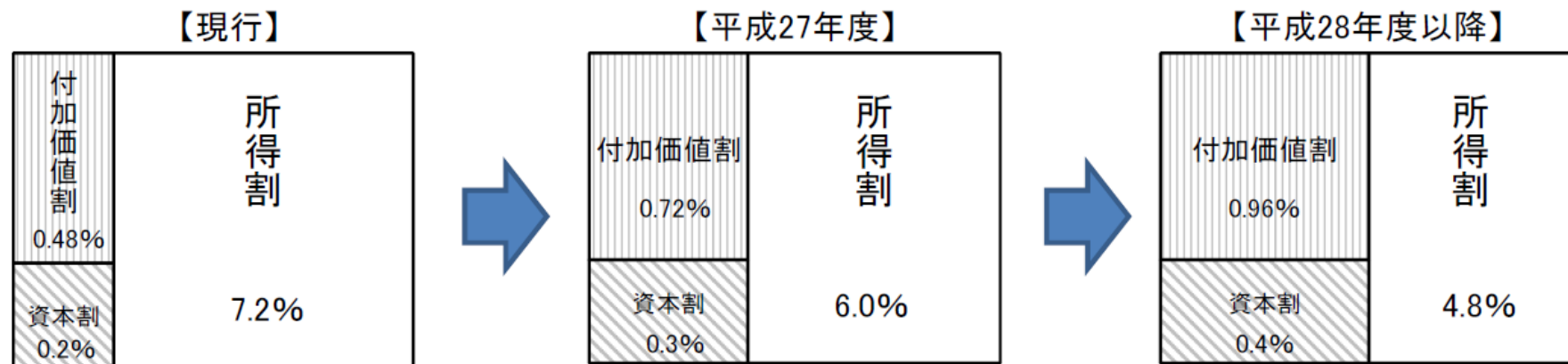
◎ 法人事業税の外形標準課税の拡大

○ 資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大。(現行1/4→^㉓ 3/8→^㉔ 1/2)

※ 国・地方を通じた法人実効税率: 現行34.62% → ^㉓ 32.11%(▲2.51%) → ^㉔ 31.33%(▲3.29%)

〔標準税率〕	現行	平成27年度	平成28年度以降
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割 ※	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

* 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。



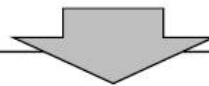
※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

地方拠点強化税制

企業の地方の拠点の強化(企業の本社の地方移転や地方事業所の拡充)を促進する税制措置(投資減税、雇用促進税制の特例)を創設

地域再生法で整備する枠組(調整中)

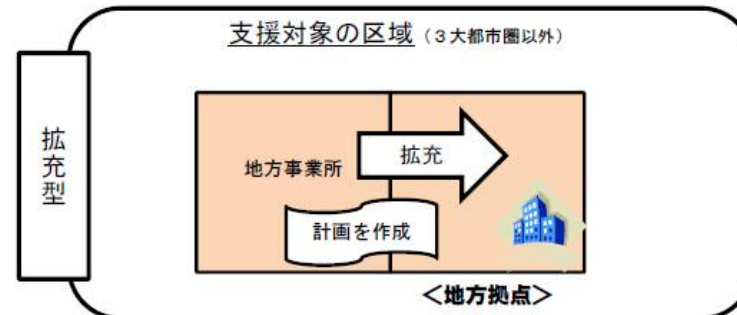
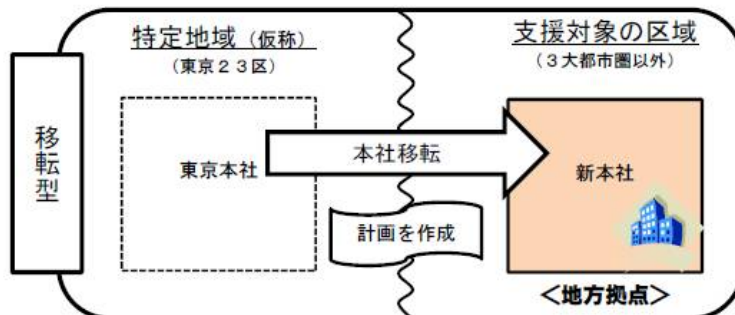
- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める「大都市等(仮称)」(3大都市圏)は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛りこんだ計画(「地方拠点強化実施計画(仮称)」)を作成し、都道府県の承認を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める「特定地域(仮称)」(東京23区)からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』



「地方拠点強化実施計画(仮称)」の承認を受けた企業への課税の特例

- ① 投資減税(計画に沿って、支援対象の区域で建物等を取得した場合:特別償却・税額控除)
- ② 雇用促進税制の特例(計画に沿って、支援対象の区域の雇用者を増加させた場合:税額控除)

※ 計画が「移転型」である場合は、「拡充型」の場合よりも支援内容を充実



1 平成27年度税制改正大綱について

地方拠点強化税制①：投資減税

(対象法人) 平成29年度末までに「計画」が承認された法人

(対象資産) 「計画」に沿って、「計画」の承認から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物

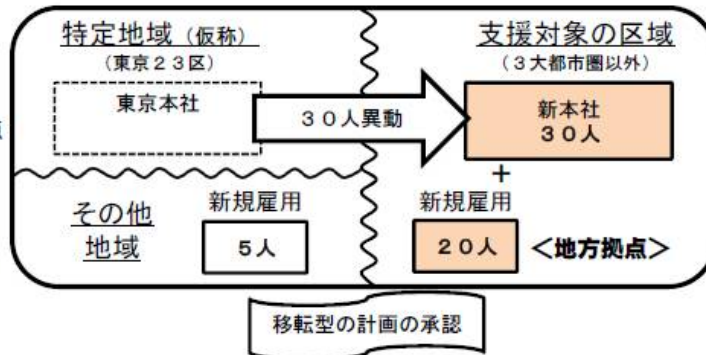
(措置内容) 「移転型」：特別償却25% or 税額控除7%（「計画」承認が平成29年度の場合は4%） ※税額控除の上限は、当期税額の20%
 「拡充型」：特別償却15% or 税額控除4%（「計画」承認が平成29年度の場合は2%）

地方拠点強化税制②：雇用促進税制の特例

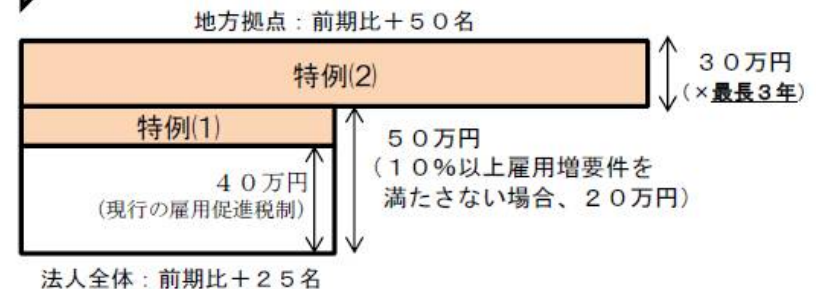
	参考：現行の雇用促進税制	特例(1)	特例(2)
(対象法人) (要件)	i 法人全体の雇用者数が前期比5人(中小2人)以上増 ii 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等	・平成29年度末までに「計画」の承認 ・雇用促進税制の要件(要件ii以外)を満たす	・「移転型の計画」の承認 ・特例(1)の適用 ・法人全体・当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しない 等
(措置内容)	税額控除 法人全体の前期比雇用増 × 40万円	税額控除 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増 × 50万円 (要件iiを満たさない場合20万円) ※ 上限は、投資減税・現行の雇用促進税制とあわせて、当期税額の30%	税額控除 ※ 特例(1)とは別途 当該地方拠点について、「計画」承認直前期の雇用者数に対する雇用増 × 30万円
(対象期間)		「計画」の承認以後3年間	「計画」の承認以後3年間

(適用例)

- 「移転型の計画」が承認された年度に、
- ✓ 東京本社→地方拠点 30名異動
 - ✓ 新規採用
 - ・地方拠点 20名
 - ・その他地域 5名



当該年度における地方拠点強化税制②の適用(イメージ)



(参考) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部作成資料

(参考) 支援対象地域等について

- ▶ 白色地域で地域連携等の促進により要件を満たす地域は広く本税制の対象となる。
- ▶ 特定地域・大都市等を除いた白色地域は全国面積の約97%



特定地域、大都市等					
東京圏	<p><東京23区></p> <table border="1"> <tr> <td>赤色</td> <td>○東京23区</td> </tr> <tr> <td>黄色</td> <td>○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(竜ヶ崎市等)</td> </tr> </table>	赤色	○東京23区	黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(竜ヶ崎市等)
赤色	○東京23区				
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(竜ヶ崎市等)				
中部圏	<p><支援対象外地域></p> <table border="1"> <tr> <td>黄色</td> <td>○愛知県(名古屋市の特定の区域)</td> </tr> </table>	黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)		
黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)				
近畿圏	<table border="1"> <tr> <td>黄色</td> <td>○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)</td> </tr> </table>	黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)		
黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)				

- ◆ **特定地域**
赤色の地域(：「特定地域」) 東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。
- ◆ **大都市等**
黄色の地域(：「大都市等」)は、地方拠点強化税制の対象外となる。対象エリアは、「首都圏整備法」等で定める「**既成市街地**」(「産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある」とされている地域)、及び「**首都圏整備法**」で定める「**近郊整備地帯**」(「既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止する必要がある地域」とされている)。

住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置の延長等

<足元の住宅市場の活性化(27年)>

- 足元の住宅市場を活性化させるため、27年の非課税枠を拡大する。

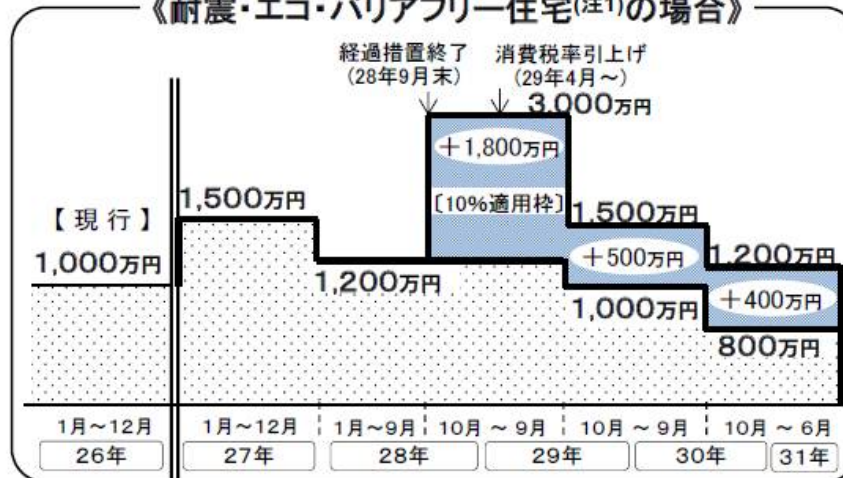
<消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減への対応(28年～31年6月)>

- 消費税率引上げに伴う経過措置(注)が終了する28年9月末にかけて駆け込み増、10月以降の反動減が想定されるところ、それへの対応として以下の措置を行う。
 - ・ 28年1月～9月は、駆け込み増を考慮して非課税枠を縮小。一方、10月以降は、反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設することにより、住宅需要の喚起を図る。
 - ・ 反動減が特に大きくなる経過措置終了後の1年間に、需要喚起のためのインセンティブ措置を集中させるため、28年10月～29年9月の非課税枠は最大3,000万円とする。
 - ・ 反動減がやわらぐ29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。しばらく反動減の影響が残ることに留意し、十分な期間の反動減対策を実施するため、非課税措置は31年6月末までとする(住宅ローン減税と同様)。

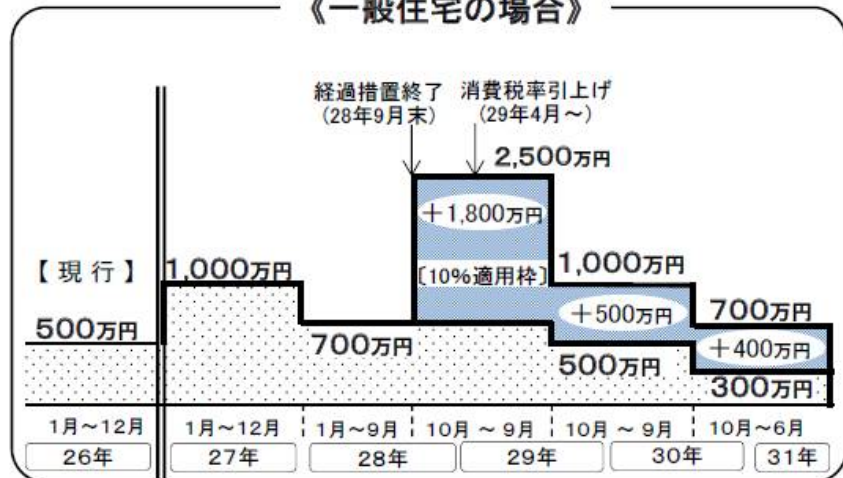
(注1) 28年9月末までに請負契約を締結すれば、引き渡しは29年4月を過ぎても、旧税率(8%)を適用。

(注2) 10%適用枠は、28年9月以前の非課税枠の適用を受けた者でも、再適用可。

《耐震・エコ・バリアフリー住宅(注1)の場合》



《一般住宅の場合》



(注1) 平成27年より、バリアフリー住宅を追加するとともに、エコ住宅の要件を見直し(一次エネルギー消費量等級4以上の住宅を追加)。

(注2) 東日本大震災の被災者については、非課税枠(耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円)を31年6月末まで継続。

ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の28年10月から29年9月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。

(注3) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、31年6月末まで継続。

旧3級品の製造たばこに係る地方たばこ税の税率の見直し

- 旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に廃止する。
- 上記の改正は、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施。

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。
(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの6銘柄。)

(税率:円/1,000本)

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
		道府県たばこ税	市町村たばこ税	
現 行	2,906	411	2,495	2,906
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年4月1日	6,122	860	5,262	6,122
(参考)一般品の税率	6,122	860	5,262	6,122

< 税率引上げに伴う所要の措置 >

- 手持品課税の実施
 - ・ 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために実施。
- 市町村たばこ都道府県交付金制度における調整率の設定
 - ・ たばこ消費基礎人口一人当たりの市町村たばこ税収が、全国平均の2倍(課税定額)を超えた市町村は、その超えた部分を都道府県に交付する制度。
 - ・ 課税定額の算定に、前々年度の全国のたばこ税額を用いることから、税率の引上げに当たり、前々年度の税率で算出した全国のたばこ税額を当該年度の税率で算出し直すために「調整率」を乗じることが必要。

自動車取得税のエコカー減税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

乗用車

【改正前（平成24年度～26年度）】

区 分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ H27年度燃費基準+20%達成	80% 軽減
	★★★★かつ H27年度燃費基準+10%達成	
	★★★★かつ H27年度燃費基準達成	

【改正後（平成27年度～28年度）】

区 分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ H32年度燃費基準+20%達成	80% 軽減
	★★★★かつ H32年度燃費基準+10%達成	
	★★★★かつ H32年度燃費基準達成	
	★★★★かつ H27年度燃費基準+10%達成	
	★★★★かつ H27年度燃費基準+5%達成	

新設

- ※ ★★★★★:平成17年排出ガス基準75%低減達成。
- ※ ポスト新長期規制:ディーゼル車等において、平成21年以降(車両総重量等により、平成21年、22年と異なる)に適用される排出ガス規制。
- ※ 「改正前」の軽減率は平成26年度改正後のもの。

軽量車・中量車・重量車

乗用車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（平成27年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて軽減。

2 平成27年度での検討課題について

(1) 地方税改革に関する要望

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H27.11)

地方税改革に関する要望

【担当省庁】 総務省

国にお願いすること

● 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

- ＜1＞ 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について
地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。
- ＜2＞ 現行の地方消費税の清算基準の見直し
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。
- ＜3＞ 地方法人課税と地方消費税の税源交換
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

● 法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようすべくであり、また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、幅広く検討すべきである。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。また、各委員の地方税制に関する考え方を取りまとめた論文集『望ましい地方税のあり方—奈良県税制調査会からの発信—』を作成。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院院長、大学院経済学研究科 教授
鈴木 将寛	みずほ総合研究所 主任研究員(前 京都大学経済研究所 准教授)
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

＜1＞ 引上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→ 市町村への交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4		

うち1/2を市町村へ交付

引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、市町村への交付基準が人口とされていることも踏まえ、「高齢者人口等」を清算基準とすること。

＜2＞ 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」
現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)
 ・平成24年度 東京都 28,365円、奈良県 15,577円(格差 約1.8倍)
 ・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)
 ・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1/8	1/8		1/2	1/2

うち1/2を市町村へ交付

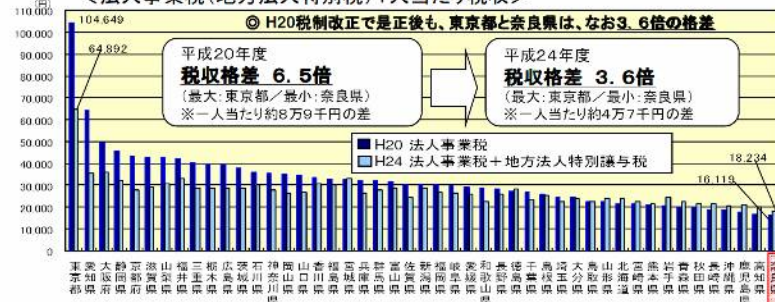
拡大

地方法人課税における課題

＜3＞ 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

＜法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収＞



※平成20年度 法人事業税は、「地方税に関する参考統計数値資料(総務省自治振務局)」の平成20年度決算額
 ※平成24年度 法人事業税は、「地方税に関する参考統計数値資料(総務省自治振務局)」の平成24年度決算額
 ・地方法人特別譲与税は、24年度(5月期、8月期、11月期及び2月期)の譲与額の合計

● 法人実効税率の見直しについて

法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、租税特別措置の廃止・縮小など課税ベースの拡大等により代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようにすべきである。また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、地方法人特別税・譲与税の意義や効果も踏まえて、他の偏在是正措置について幅広く検討すべきである。

【県担当部局】 総務部税務課

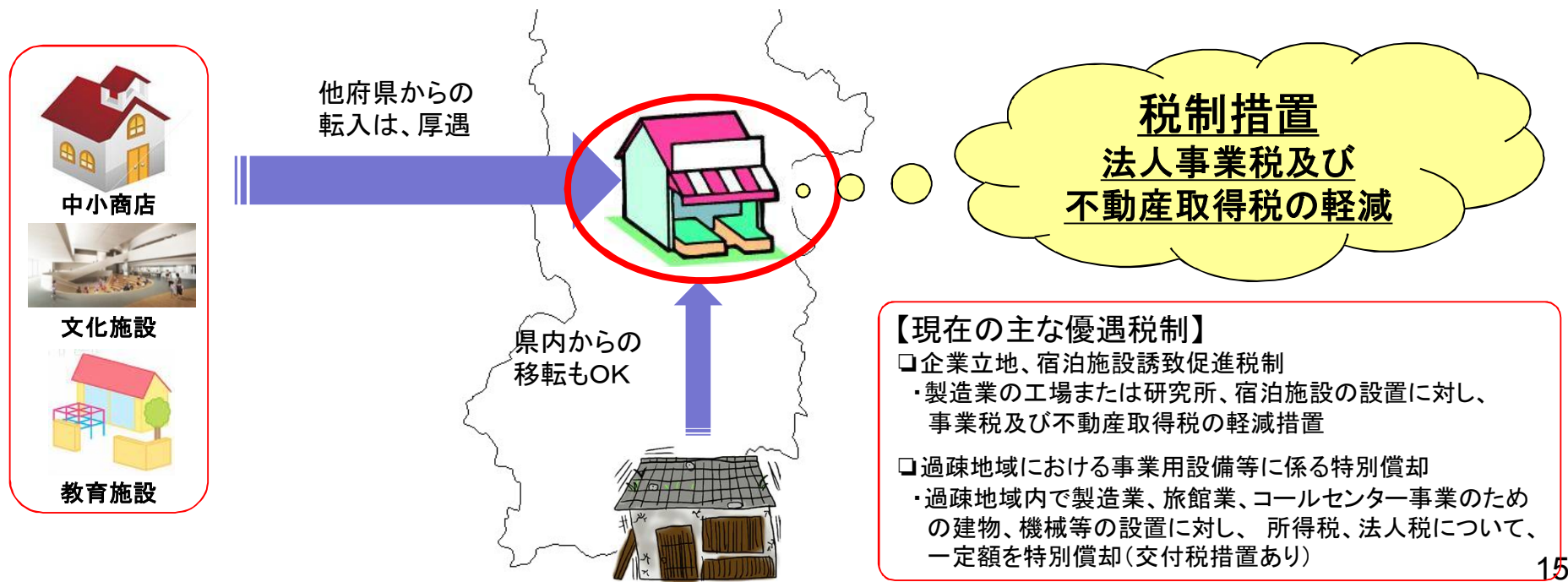
少子化対策、産業・しごと、観光振興、文化・スポーツ・教育振興などを推進する地方創生のための税制を検討する。
(国への要望、自主条例の制定)

検討テーマ例

企業立地促進にかかる優遇税制は、県だけでなく国や市町村においても豊富に用意されている。
一方で、商業・サービス業にかかる事業については、事業補助金や有利な融資制度のメニューは存在するが、優遇税制は数少ない。県外消費率が全国一高い(15.9%)本県では、商業・サービス業の振興が課題となっている。
地域の教育力の充実、県の文化度の向上のための、民間の教育・文化施設の進出にあたっての優遇税制も同様に一層の充実が望まれている。

【税制上の軽減措置のイメージ例】

○商業・サービス業を営む事業者が、県内で一定の要件をみたす事業所を新設・増設した場合、法人事業税及び不動産取得税の軽減を行う。



2 平成27年度での検討課題について

(2) 地方創生のための税制の検討

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H27.11)

リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる早期の開業と開業を促進するための税制措置の新設について

【担当省庁】財務省、総務省、国土交通省

国にお願いすること

「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の新設について

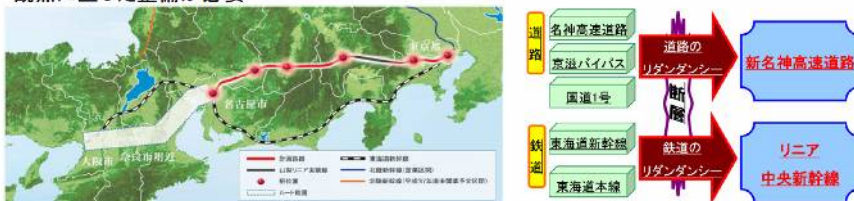
- 税制改正案を税制調査会などで御検討いただきたい。
- JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。
- さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。

プロジェクトの内容と効果

1 早期の環境影響評価実施による路線確定

- (1) 「奈良市附近」駅を早期に確定し、「駅着工」を実施できるよう措置されたい。
- (2) 名古屋・大阪間においてルートや中間駅の位置が早期に確定するよう、早急に環境影響評価の手続きが着手され路線が確定されるよう、国において調整されたい。
- (3) 路線は、リダンダンシーの観点から、平成23年5月に決定された整備計画通り、東海道新幹線とできる限り離れた「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートとされたい。

◆ 名古屋・大阪間は、道路、鉄道とも並行した形態で使用されているため、リダンダンシーの観点に立った整備が必要



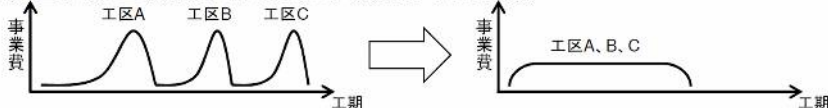
2 全線同時開業促進のための税制措置

三重・奈良ルートによる全線同時開業を促進するためには、JR東海に財務負担を極力かけることなく、建設が事実上先行して実施されることが望ましい。

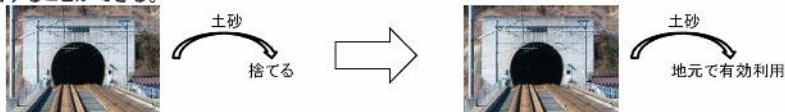
そのため、建設に係る土地取得と土砂処分に大きな責任が生じる通過地域の県が円滑な事業の促進のため、先行して事業を行える仕組みが必要である。

◆ リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の効果

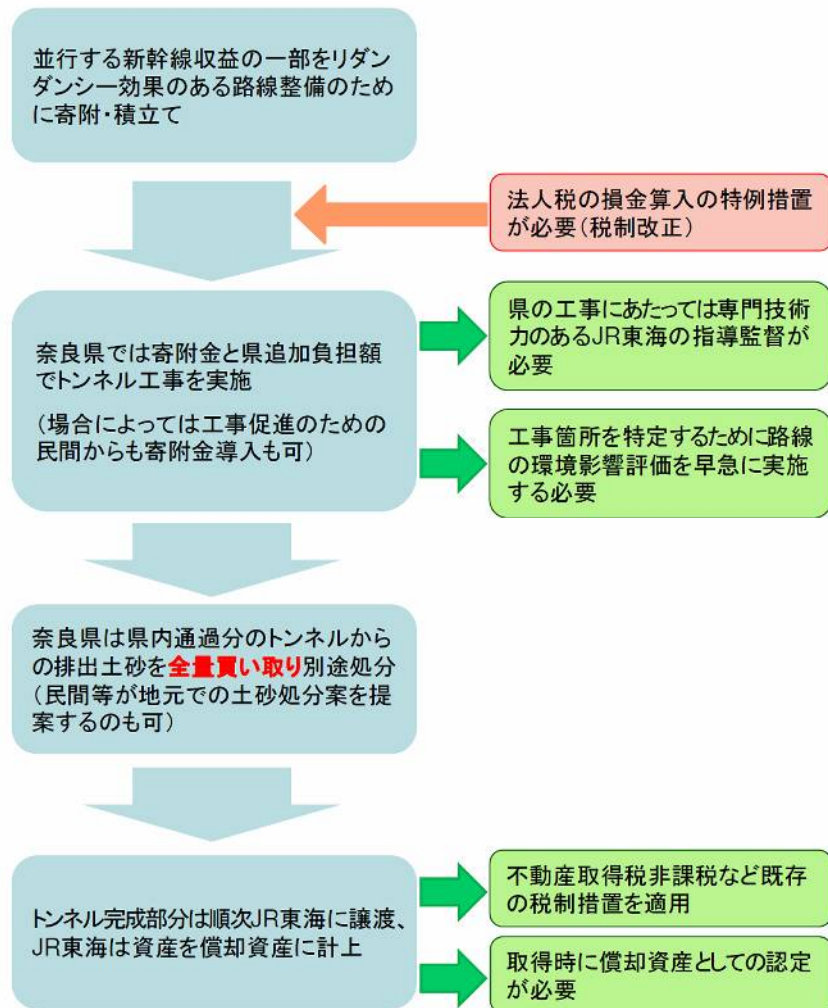
- (1) 相当事前に工事を行うことにより、工事規模を平準化できる。



- (2) 県が先行して建設プロセスに入ることにより、土砂の処分と経費を節約し、かつ、土砂を有効に利用することができる。



● 御提案する「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の仕組み



2 平成27年度での検討課題について

(2) 地方創生のための税制の検討

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H27.11)

地方における技術研究組合の設立と設立を促進する税制措置の新設について

【担当省庁】財務省、総務省、経済産業省

国にお願いすること

- 1 大企業の少ない地方においても技術研究組合の設立が促進されるよう、「地方版技術研究組合」制度を新たに創設され、その設立認可権限に地方の意向が組み込まれるようにされたい。
- 2 「地方版技術研究組合」制度について、現行の技術研究組合と同様の税制支援をお願いしたい。
- 3 技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制を拡充されたい。

プロジェクトの内容

- ① 奈良県のこれまでの主要な地域産業である繊維産業やプラスチック産業には、異業種も巻き込みでの革新的イノベーションの創出が不可欠である。
- ② そこで、県も賦課金の拠出をして、「繊維関連企業と異業種」或いは「プラスチック関連企業と異業種」などの地域異業種コンソーシアムが実現できるような研究課題を提案し、県内外の企業に広く呼びかけ、それに応じた企業と県が連携して「技術研究組合」を結成する。

【イメージ】



【研究課題と連携企業の例】

- 繊維分野と農業分野の連携
 - ・ 柿渋を添加した抗菌靴下、抗菌マット等の開発
- プラスチック分野と住宅分野の連携
 - ・ 床材等に適用できる燃えにくい木質プラスチックの開発

プロジェクトの効果

- ・ 異業種間の交流促進による、これまでにない高付加価値商品の開発
- ・ 地域産業の活性化による、雇用の拡大

【県担当部局】 総務部税務課 産業・雇用振興部産業政策課

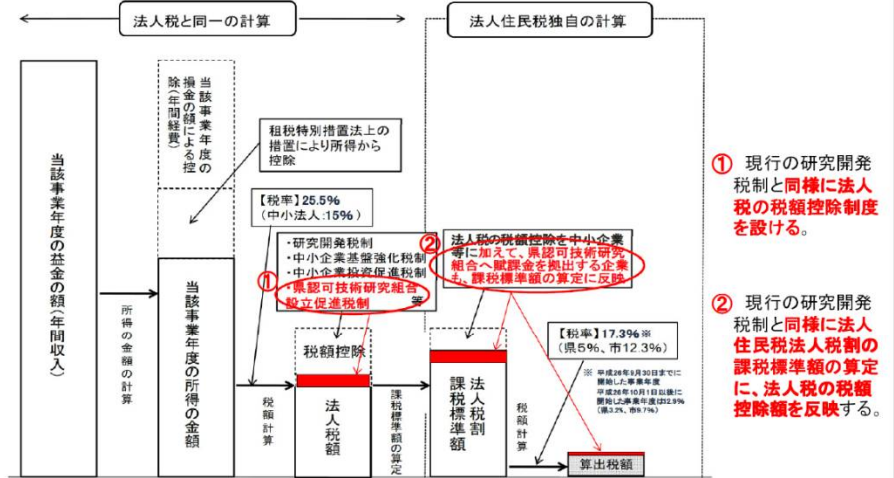
お願いする内容

1 「地方版技術研究組合」制度の創設

- ・ 主たる事務所、研究施設が県内に所在する企業、大学等が組合員の技術研究組合の認可権限を都道府県に付与されたい。

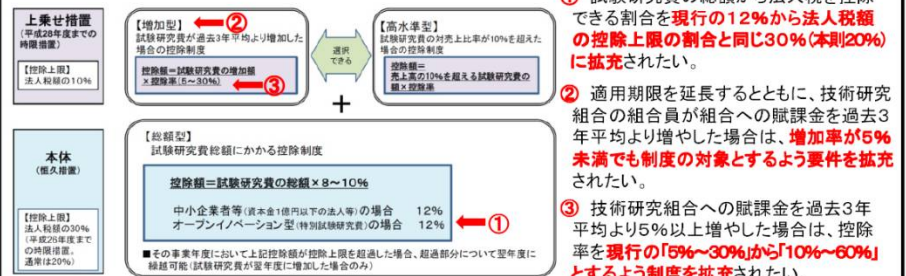
2 「地方版技術研究組合」の設立を促進する税制の創設

【制度イメージ】



3 技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制の拡充

【現行の研究開発税制と改正内容のイメージ】



【県担当部局】 総務部税務課 産業・雇用振興部産業政策課

自動車税の身体障害者等減免の見直しについて

現在、自動車税及び自動車取得税を対象に身体障害者減免制度を導入しているが、上限設定の検討をこれまで行ってきたところ。

ただ、この改正を消費税10%の引上げ時に併せて実施される車体課税改革と併せての実施と考えていたが、当該車体課税改革は、平成28年度に見送られることとなった。

そのため、現在の減免制度に影響し、予定されている自動車取得税の廃止と自動車税(環境性能割)制度については、当該車体課税改革の方向性が見えてからの見直しが望ましいため、平成27年度改めて検討することとした。

【平成27年度税制改正大綱 抜粋】

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限について、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせ、平成30年9月30日まで1年半延長することとし、引き続き消費税の円滑かつ適正な転嫁について万全な対応を進める。

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

2 平成27年度での検討課題について

既存制度の見直し—森林環境税

平成17年度から施行している奈良県森林環境税(平成17年奈良県条例第45号)の期限が平成27年度末までとなっており、これまでの実績に基づき見直しを行う。

奈良県森林環境税の概要

項目		内容		
課税方式		現行の県民税均等割額に当該税額分を加えて課税する。		
納税義務者(県民税均等割の納税義務)	個人	県内に住所等を有する者		
	法人	県内に事務所等を有する法人等		
税率	個人	年額500円		
	法人	変更の県民税均等割額の税額の5%相当額		
		資本金等の額	従前の均等割額(年額)	森林環境税(均等割額の5%相当額)
		50億円超	800,000円	40,000円
		10億円超~50億円以下	540,000円	27,000円
		1億円超~10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超~1億円以下	50,000円	2,500円		
上記以外の法人等	20,000円	1,000円		
徴収方法	個人	給与所得者:雇用主が給与から特別徴収して市町村に納入 給与所得者以外:市町村が納税通知書により普通徴収		
	法人	県に対して申告納付		
税金による実施事業(平成26年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系保全事業 37百万円 ・里山づくり推進事業(獣害につよい里山づくり事業) 16百万円 ・森林環境教育推進事業 22百万円 ・施業放置林解消活動推進事業 10百万円 ・施業放置林整備事業 295百万円 ・森林とのふれあい推進事業 50百万円 ・里山づくり推進事業(地域で育む里山づくり事業) 6百万円 ・里山づくり推進事業(獣害につよい里山づくり事業) 16百万円 ・森林環境管理制度導入検討事業 1百万円 			
税金規模	約357百万円(平成26年度予算)			
低所得者等への配慮	以下の方は、非課税 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による生活扶助を受けている方 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方 			

使途事業の概要

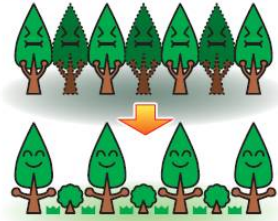
【第1期(平成18年～22年度)の取組】

奈良の元気な森林づくり推進事業



村を離れた森林所有者等、森林の整備が困難な所有者に対し、活用していただける制度を紹介する等、放置荒廃森林の減少に努めました。

森林環境保全緊急間伐事業



森林所有者と協定を結び強度な間伐を行うことで、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能の維持・増進をはかりました。

里山林機能回復整備事業



NPOやボランティア等の協力のもと、都市住民に身近な里山林の自然を保全する活動を進めました。

森林環境教育推進事業



教員や一般県民を対象として森林環境教育指導者を養成してきました。子供たちに森林でのさまざまな体験を通じ、森林を守り育てる心を育ててきました。

【第2期(平成23年～27年度)の取組】

引き続き実施する取り組み

施業放置林の整備



適切な手入れがされず放置された人工林で、強度の間伐を行っています。

里山づくりの推進



NPOやボランティアの協力のもと、里山林を整備しています。

森林環境教育の推進



森林と人々の生活との関係など、森林環境について学ぶ機会を提供しています。

新たに追加する取り組み

森林生態系の保全



シカやクマ、病害虫による森林生態系への被害を防除しています。

森林とのふれあいの推進



ふれあったり、なかめて楽しむことのできる森林づくりを行っています。

第2期の取り組みの成果目標

- 適切な手入れがされていない人工林(施業放置林)の整備を、5年間に4,700ha程度実施します。
- 放置された里山林の整備を、5年間に125箇所程度実施します。
- 森林とのふれあいのための整備を、5年間に20箇所程度実施します。



2 平成27年度での検討課題について

既存制度の見直し—法人県民税法人税割の適用期間の延長

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、平成28年3月31日までの間に終了する事業年度まで、法人県民税の法人税割の税率を現行税率とする事業年度としていることから、その延長について検討を行う。

法人県民税法人税割の概要

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の4.0%(但し、以下の対象法人は3.2%) ※H26,10.1以後に開始する事業年度 【対象法人】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第24条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	現行税率が標準税率を超える部分(0.8%)による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税 収	約368百万円(平成26年度予算ベース)

各委員にご執筆いただいた論文と税制調査会として検討した内容を取りまとめ、平成26年11月に「望ましい地方税のありかた」を出版。出版直後の税制改正要望時などで配布し、県の主張を後押しいただく。

これまでの要望活動が実り、今回の平成27年度税制改正において地方消費税の清算基準の見直しが行われたところ。(1頁参照)

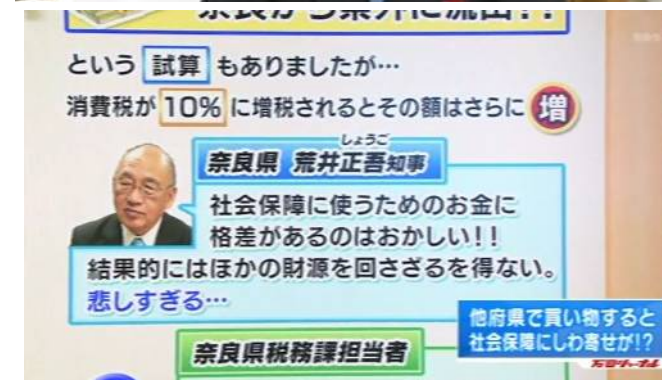
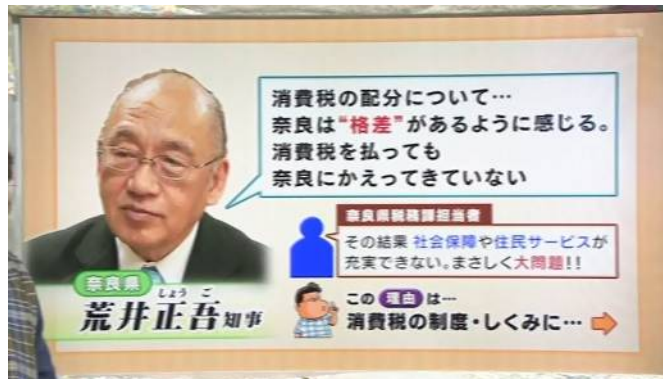
書籍の構成

- ・論文集発刊に寄せて(荒井知事)
- ・はしがき(林 宏昭教授)
- 地方自治体の社会保障財源としての地方消費税の清算基準のあり方 (上村 敏之教授)
- 地方消費税の清算による地域間格差への影響 (竹本 亨准教授)
- 所得に対する住民税の課題 (林 宏昭教授)
- 地方税に関する徴税・納税制度と納税協力費に関する研究 (横山 直子教授)
- 地方政府における課税自主権の現状 (城戸 英樹准教授)
- 地方法人税改革 (佐藤 主光教授)
- 地方税改革の方向性 (鈴木 将覚主任研究員)
- ・資料 (これまでの税制調査会の検討内容)
- ・あとがきに代えて～奈良県税制調査会の発足について～(前田副知事)



3 その他

昨年10月以降、毎日放送のTV番組(VOICE、ちちんぷいぷい)から、地方消費税の課題に対する奈良県の取組についての取材があり、12月に放映。



4 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正	地方創生のための税制	本県の自主的な税制		
	地方法人課税、地方消費税について、国への要望内容を検討	・地方創生税制の検討 ・リニア中央新幹線促進税制検討 ・地域産業のための研究開発税制検討	自動車税身体障害者等減免の見直し	・法人県民税超過課税の見直し ・森林環境税の見直し	
国の動向等	法人減税及び消費税引上げの議論とともに、政府税制調査会、与党税制調査会等で議論。		平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。		
4月	委員改選 論点整理	論点整理	■現状把握 ・税収分布 ・障害者等級比較 ■庁内関係課と意見交換 ■全国状況調査 ■全国状況調査 車体課税改革の動向を注視し、改正案を検討 ■税制改正大綱に併せて改正案を策定	■前回の見直し状況の整理 ・税収動向 ・課税方式 ・使途事業 ■全国状況調査 ■アンケート準備	
5月				■税制調査会 ■アンケート準備	
6月	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		6月議会 7/中旬 政府要望	税制調査会 ご意見を踏まえて論点整理・データ整理 アンケート結果の整理、まとめ ↓ 税制調査会への諮問内容を検討
7月					県から税制調査会へ諮問
8月					■諮問に基づく税制調査会の調査対応
9月	論点整理				税制調査会から答申
10月					■答申を踏まえた、条例改正案の策定
11月	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理			議会報告(総務警察委員会)
12月	12月議会 12月中旬 H28与党税制改正大綱発表				
1月				県税条例の改正	
2月			条例改正案議会提出	条例改正案議会提出	
3月	2月議会				
	税制調査会				